

別紙標準様式（第 7 条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	平成 24 年度第 2 回枚方市都市景観審議会
開 催 日 時	平成 25 年 2 月 5 日（火曜） 1 4 時 0 0 分から 1 6 時 3 0 分まで
開 催 場 所	枚方市市民会館 2 階 第 5 集会室
出 席 者	会長：吉川委員 委員：岡委員、多田委員、恩地委員、小野委員、福山委員、 山下委員、木下委員
欠 席 者	副会長：下村委員 委員：鶴島委員
案 件 名	議案第 1 号 枚方市都市景観基本計画改訂案の策定について ・都市景観基本計画改訂案の構成について ・作業スケジュールについて 報告第 1 号 枚方市景観懇話会の実施内容と成果について
提出された資料等の 名 称	議案第 1 号 枚方市都市景観基本計画改訂案の策定について 報告第 1 号 枚方市景観懇話会の実施内容と成果について 平成 24 年度第 1 回枚方市都市景観審議会会議録 枚方市都市景観審議会運営要領 枚方市都市景観審議会傍聴要領
決 定 事 項	都市景観基本計画改訂案の構成について確認 作業スケジュールについて確認
会議の公開、非公開の別 及 び 非 公 開 の 理 由	公開
会議録の公表、非公表 の別及び非公表の理由	公表
傍 聴 者 の 数	0 人
所 管 部 署 (事 務 局)	都市整備部 都市整備推進室

審 議 内 容

1 開 会

吉 川 会 長： それでは定刻となりましたので、只今より平成 24 年度第 2 回枚方市景観審議会を開催いたします。本日は、委員の皆様方には何かとお忙しいなかお集まりいただきましてありがとうございます。本日は、枚方市景観基本計画の改訂案の構成と作業スケジュールについて審議を考えております。まず始めに、本審議会の開催にあたりまして、市を代表して小山都市整備部長よりご挨拶をお願いいたします。

小山都市整備部長： 開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。委員の皆様方におかれましては、日頃より本市の景観行政にご高配を賜りましてまことにありがとうございます。また本日はお忙しい中にもかかわらず、本審議会にご出席をいただきまして重ねてお礼を申し上げます。

さて、本日は前回諮問をさせていただきました枚方市都市景観基本計画改訂案の構成や作業のスケジュール、また関連事項といたしまして、景観懇話会についての中間報告を予定しております。本市の景観にかかります制度につきましては、平成 10 年度から枚方市都市景観形成要綱などにより景観誘導を行ってきたところですが、平成 26 年 4 月を目標に景観法に基づく制度への移行に向けて検討を進めているところです。

これらの詳細につきましては、後程事務局の方からご説明を申し上げますので、よろしくご審議いただきたいと思います。簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。本日は宜しく願いいたします。

吉 川 会 長： ありがとうございます。それでは、次に委員の皆様の出席状況の報告と資料の確認を事務局よりお願いしたいと思います。

事 務 局： それでは、まず委員の出席状況をご報告させていただきます。本会の委員総数は 10 名でございますが、本日は 8 名の委員の皆様にご出席いただいておりますので、枚方市附属機関条例第 5 条の規定に基づく委員総数の過半数に達しております。従いまして、本会が成立しております事をご報告いたします。尚、下村副会長と鶴島委員につきましては、本日欠席される旨のご連絡をいただいております。

それでは、本日お配りしております資料の確認をさせていただきます。お手元の資料をご覧ください。まず、議事次第 1 枚がございます。審議案件資料として、議案第 1 号と書いた A3 版のものがございます。それから報告案件資料として、報告第 1 号と書いた A4 版の資料が 2 つございます。あと、参考資料として第 1 回枚方市都市景観審議会の会議録、景観審議会の運営要領、同じく審議会の傍聴要領、枚方市景観懇話会のグループ構成、対比スケジュール表がございます。最後に、緑地の配置方針図という枚方市域全域の地図となっております。以上が、本日お配りしております資料となりますが、不足等ございませんでしょうか。

吉川会長： 今、事務局より報告がありましたとおり、本日の審議会は10名中8名の出席ですので成立しております。また、本審議会は枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程に基づき原則公開としております。本日の議案等を確認したところ、個人情報などの公開すべきでない情報が含まれた案件はございませんので、本日の審議会は公開としますがご意見ございませんでしょうか。

○（「異議なし」の声）

吉川会長： 異議なし、ということですので、本日の審議会は公開と致します。
では本日傍聴を希望される方はおられますか？

事務局： 本日は傍聴を希望される方はおられません。

吉川会長： ありがとうございます。それでは審議に移りたいと思います。
その前に、前回の審議会の会議録について事務局より説明があるという事ですので、先にお願ひしたいと思います。

事務局： それでは、会議録についてご説明させていただきます。まず、会議録の作成が遅れておりました事を、この場をお借りしましてお詫び申し上げておきます。事前に委員の皆様にはご確認いただきまして、今回修正のある所は事務局の方で加筆修正しております。改めてご確認をお願ひし、問題がなければ、会長、副会長に署名をいただき、今後ホームページ等に公表させていただきます。

また、前回議事録については本審議会で議論いただき、出席委員皆様のご確認のなか、公表に際して発言委員の氏名を非公開とすることで確認をいただいておりますが、枚方市では現在、審議会等の議事録については全般的に氏名の公表が行われている状況でございます。会議体におきまして非公開とする場合には、市民の方々に対し説明する理由が必要であるという事でございます。改めまして、本審議会の議事録については今後、氏名についても公開していきたいと思っておりますので、この件につきましてご確認を宜しくお願ひしたいと思ひます。

吉川会長： 若干、前回の議論と異なる事が出てまいりましたので、只今説明がありました件についてご質問やご意見を承りたいと思ひます。ご質問、ご意見がありましたら遠慮なくお願ひいたします。

吉川会長： 前回の議論とは異なりますが、他の審議会では委員の発言は氏名を公開する方針で動いております。昨年の条例化という事で、我々の審議会も他の審議会をならって委員の方々の氏名を公開することでいきたいと思ひますがいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

○（「意見なし」）

吉川会長： それでは、会議録における発言者の氏名も今後は公開していくという事で進めていきます。

2 議 題

報告第1号 枚方市景観懇話会の実施内容と成果について

吉川会長： それでは、本日の審議を進めてまいりたいと思うのですが、議案では枚方市

の都市景観基本計画改訂案の策定について審議することになっていますが、関連する取り組みがございます。特に景観懇話会が開かれておりますので、議事次第とは前後する事になりますが、まずは報告案件から確認していきたいと思っております。報告第1号の景観懇話会の実施内容と成果について事務局から説明をお願いします。

事務局： それでは、事務局から報告第1号として景観懇話会の実施内容と成果について説明させていただきます。資料に基づき説明をさせていただきます。まず、懇話会のグループ構成でございますが、昨年の8月に市民公募いたし20名の会員を募ることができました。この20名の会員につきましては、グループ編成を行い、自然景観グループ、市街地景観グループ、歴史景観グループにグループ分けをしております。まず、会員の属性でございますが、居住地域別につきましては北部地域から東部地域まで枚方市域を都市計画マスタープランの地域にあわせて分類しております。北部地域にお住まいの方が4人、中部地域が2人、南西部地域が3人、南部地域が6人などとなっております。年齢別につきましては、10代から20代が3名、30代が2名、40代が2名、50代が1名、そして60代が7名、70代以上が5名という構成になっております。性別につきましては、男性が12名、女性が8名となっております。市民公募の際に申込書に書かれておりました記載事項の属性を集計しております。以上、このような構成メンバーで懇話会を6回開催させていただいております。

それでは、資料に基づき、景観懇話会の実施内容と成果についてご報告します。（1／2の資料で報告する）まず懇話会の目的でございますが、目的①として、市民の目線から枚方市の景観を把握、評価し、都市景観基本計画の改訂等に反映しようとするもので、景観の特性、課題、景観資源等のマップづくりに参加いただいております。会員の皆様からは市内の景観の良いところ、悪い所の景観資源を持ち寄っていただきました。そして、目的②として、今後の景観づくりを担う人材の育成を図ることとしております。これらの目的をもって第1回から第6回までの開催をさせていただいております。懇話会の開催にあたり、各回ごとにテーマ設定を事務局でさせていただきました。第1回は景観を知る、第2回は景観資源を持ちよる、といった所から始めて、第6回では景観形成の方策を考えるとといったところです。

成果につきましては、黄色のハッチング表示が人材を育成するのに役立ったとするもので、緑色のハッチング表示が、景観資源の発掘等も含め景観基本計画の改訂に反映していくものを示しています。

これらの成果につきましては、右側に景観基本計画の章立てを記載しておりますが、懇話会からいただいた意見をできるだけ反映しながら時点修正を含めて作業に取り組んでまいります。

まち歩きについては、グループごとにコースを選んでいただき、選んだ地区に対しての特性や景観に対する面的な広がりの方考え方などご意見をいただ

うと考えておりました。しかし、今回、雨天の為中止となり、室内におきまして景観スライド上映をさせていただいております。この際には地理を示す地図等とあわせまして、事務局の方で撮影しました景観資源等の写真を見ていただきながら、机上でグループ討議していただいたというものでございます。今回まち歩きが中止になったことで、少し会員のご意見が薄くなった所がありましたので、第6回の開催時にアンケート調査をお願いをしております。特に枚方市において重点的に良い景観を残しておきたい場所や今後景観づくりを進めていきたい場所についての追加アンケートです。また、今回懇話会で得た知識をもって、景観基本計画に掲げる各地域の今後の景観形成の方向性についてもご意見をいただきたいとお願いしているところです。

続きまして、資料に基づき、景観懇話会の意見のまとめについて中間報告いたします。(2/2の資料で報告する) まず、1頁をご覧ください。1頁につきましては、懇話会の開催結果の概要という事で第1回から第6回までの狙いとあわせまして開催内容と検討成果についてまとめております。そして、2頁から5頁ですが、各回における懇話会の会議要録をつけております。この懇話会につきましては基本的にはグループ別にワークショップのような形で意見交換していただいております。あわせまして景観審議会から下村先生と吉川先生にオブザーバーという立場で講評をいただいております。4頁には今後第6回を追加いたします。5頁につきましては景観発掘調査結果をグループごとにまとめさせていただいております。

市街地景観グループですが、7頁を見ていただきますと、枚方市の地図を掲載しております。この中で市街地景観グループの会員の皆様が思われている枚方市の景観の良い所、悪い所を第1回目の資源発掘という形でご意見をいただいております。赤い部分が悪いイメージ、青い部分が良いイメージを持たれている所でございます。これらの個々の現場の写真、若しくは景観の特徴を示したものが8頁から14頁までとなります。これらの写真等につきましてはこれ以降の懇話会において題材として使用させていただいた資料となります。

続きまして、自然景観グループにおきましても枚方市の良い所、悪い所を示した資源マップを作成しております。自然景観グループにつきましては視対象が河川や水路、ため池、街路樹といった種類の部分が多く目立ち始めてきております。

続きまして、歴史景観グループの説明をさせていただきます。これまでの市街地グループ、自然景観グループと違いまして、歴史景観グループにつきましては景観資源の抽出が市域全域でなく淀川寄りに偏っている傾向となっております。

これらの資料等につきましては会員の方々にグループ討議もしていただきながら、29頁以降の景観の類型別につながっていくことになります。それぞれ頂いた写真を事務局の方で都市景観基本計画に定めております類型区分に

分類させていただきました。この類型につきましては 25 項目ございます。都市骨格やそれぞれの地区タイプ別に分けた類型別において、各会員のご意見とグループとして意見交換を行い、グループ発表をしていただいております。これらのご意見やキーワードを元に、今後の景観基本計画の類型別の見直しに役立てていきたいと考えております。

続きまして、モデル地区の景観形成構想の検討結果を記載しております。景観形成構想といいますのは、まち歩きは出来ませんでしたが地形図など地理的な資料や資源写真等で提示させていただいたものを、それぞれグループごとに意見をいただき地図上にまとめたもので、景観資源についてのプロットとあわせまして、眺望景観であればその場所から見る視対象は、どういうところの景観が良いのかというのをまとめていただきました。さらにグループ化して、メリハリのあるゾーン形成等を考えるためにまとめたものが 36 頁の景観形成構想の検討結果でございます。こういったゾーンの広がりをもってこの地域の景観における面的な広がりを作り、動線を確保する事で楽しいまち歩きに繋がる材料になると考えております。

続きまして、会員の皆様からいただいた写真を題材に公共空間等の景観を改善するアイデアを募りました。そのアイデアにつきまして表にまとめておりますが、電線関係、植栽、案内板、サイン板などに分類し、それぞれの対象について改善方法を具体的にまとめております。今後の方策の中で反映できるものもあれば、景観誘導していく手引き書の中で反映していけるものがあると考えております。

以上、第 5 回までをまとめさせていただきました。第 6 回の懇話会では、今後これらの景観づくりについて具体的方策という事で会員の皆様のご意見をいただいております。また、最後の締めとして、この懇話会は勉強になったとの意見もあれば、懇話会を発展的に続けるといった要望もありました。次回の審議会では、これらの意見を成果発表としてまとめさせていただき、皆様には改訂するための資料として活用していただきたいと思います。

吉川会長： ありがとうございます。6 回にわたって行われた景観懇話会の内容について短い期間のため、まとめに苦労されたと思いますが、事務局より説明がありました件について委員の皆様からご意見・ご質問・ご提案など意見交換をしてみたいと思います。ご意見、ご質問等がありましたら遠慮なくお願いいたします。

岡委員： 東部の方にお住まいの方が一人しか参加されておらず、東部のご意見があまりなかったように見受けられるのですが、景観的には市街地からはあまり見えないのでしょうか。意見が無いことについてあまり問題は無いのでしょうか。

事務局： 東部は現在、第二京阪道路が出来た事により交通の部分では便利になってきております。里山百選としても選ばれました。市民としては里山も含めまして、東部地域は今後の枚方の新たな顔になるといった意識があると思います。今

回、懇話会につきましては、あくまでも会員の皆様の思うところといった部分からスタートしましたので、結果としてこの様な形に偏ってしまったと思います。

岡 委 員： ひらパー色って何色なんですか？

事 務 局： 枚方公園駅にて色を塗っておられるのですが、黄色とかピンクの鮮やかな色だと思います。枚方パークは元々菊人形をやっていた事もあるって、枚方公園駅の駅舎や広場を見ても黄色がカラーとして出てきているように感じます。具体例が示せず申し訳ありません。

事 務 局： 目に付くところの限られた小さな視点の範囲で写真を撮られたものが多くみられましたが、段々と回を重ねる事に、景観の捉え方、景色の見方がある程度ご理解いただけるようになり、意見交換出来るようになったと思っています。

事 務 局： 先ほどの東部の話ですが、枚方市の特徴は西側に淀川、東側に山があるといった環境の中で、東部の山を借景として見ているということは会員の皆様にとっては、気付きにくいかもしれません。東部の事に関心が無いのではないと思っています。自然と目に入ってくるものを景観として考えていかなければならないと思います。

吉 川 会 長： 東部は1人しかおられなかった事もあるってお住まいの方から良い点、悪い点が出てきていない所が残念な面ではあると思います。

吉 川 会 長： 東部は市街化調整区域が多いですか。

事 務 局： 多いです。

事 務 局： 参考資料として枚方市域の緑地の配置方針図を付けています。緑の基本計画ですが、市の東部はほとんどが緑のイメージがあるといった意見のあがる地域です。

岡 委 員： この図の赤い線は何を表すのですか。

事 務 局： 少し分かり辛い部分がありますが、赤い枠の中が市街化調整区域で市街化区域との区分け線になります。

岡 委 員： 緑の○印があるのですが、これは生産緑地ですか。

事 務 局： この○印については表示の凡例がありませんので、改めて確認いたします。こちらの緑の基本計画につきましては、平成11年に策定しておりますので区域区分について若干変更している部分がございます。

吉 川 会 長： その他景観懇話会についてご意見、ご質問などございますか。

山 下 委 員： 一つ教えていただきたいのですが、報告第1号の1枚目の一番右側に都市景観基本計画への反映事項とありますが、これは各章に反映するのか、反映したのかどちらでしょうか。

事 務 局： これから反映していこうとしております。これらを元に今後事務局の方で改訂作業を進めていく予定でございます。

山 下 委 員： このスケジュール表によりますと、基本計画策定に「反映する」という意味の点線だろうとも理解できるんですが、この点線はどういう意味の点線なので

しょうか。

事務局： このスケジュールにつきましては、作業項目ごとに主なものを棒線で示しております。①②③④は事務局の方で進めている作業でございます。作業の節目節目に景観懇話会の意見部分を反映していく予定で、作業過程におきまして前後する所がございます。

山下委員：すでに反映されていると考えてよろしいですか。もしくは、意見をまとめてから反映するという事ですか。

事務局：これから反映していくということになります。

山下委員： そうなるとどういう形で反映するかが非常に重要な事になりますね。景観懇話会の皆様には熱心にご検討いただいております、頭が下がる思いです。ですから、景観懇話会の皆様方の検討の結果はこういう形で計画に反映されたというフィードバックが必要で、それはどのような形でされるのでしょうか。

事務局： 最終の第6回の懇話会で基本計画へのご意見の反映方法について、資料を配っております。これに基づきまして懇話会のメンバーの方にご報告させていただきました。実質の作業についてはこれから進めていきますので、事務局で会員の意見を集約した最終のまとめを活用しながら反映していくことになります。最終のまとめについてはパブリックコメントなどにより景観基本計画ができる際には当然お示しするわけですが、そこでは意見反映をした結果という事になります。ですから、意見集約が出来上がり作業を進めていく中で、会員の皆様には別途意見のまとめの部分がこのような形で反映されている、と周知をさせていただく必要があると思っています。

山下委員： わかりました。5月のパブリックコメントに素案作成とありますが、この段階では懇話会で出た意見は反映されていると理解してよろしいですか。

事務局： はい。この際には、この部分が懇話会から参考にさせていただいた部分というのは示すことができます。

山下委員： わかりました。

吉川会長： 他にご意見はございませんでしょうか。

岡委員： 懇話会で出てきた内容について見ておりますと多いのが広告物の話、自転車の置き方が悪いといったモラル的な話と、それから緑が少ないといった話が多いように思いますが、これは景観計画にはなかなか盛り込みにくい部分が多いと思います。現行の計画ではどうなっているのかという事と、これを反映する際の考え方がありましたらお聞かせください。

事務局： 個別の意見につきましては反映し難いと考えております。色々と意見交換をしていただき、そこで会員の皆様のご意見のまとめなどについてグループで発表いただいております。ここに出てきた意見で使えるもの、特にキーワードとなるようなものは活用させていただきたいと考えております。

吉川会長： 以上でよろしいでしょうか。

○（「意見なし」）

吉川会長： それでは、本審議会は先ほどの山下委員のご指摘のように、景観懇話会の議論の内容が市民を代表する意見だと考えて、我々専門的な立場の方からこれを精査して景観基本計画に反映していきたいと考えております。今後とも、事務局の方で取りまとめの作業をしていく中で逐次報告していただけるとのことで、よろしくお願いいたします。

議案第1号 枚方市都市景観基本計画改訂案の策定について

吉川会長： それでは審議案件の方に移りたいと思います。議案第1号の枚方市都市景観基本計画の改訂案の策定について、事務局の方からご説明をお願いします。

事務局： それでは、議案第1号の枚方市都市景観基本計画の改訂案の策定について説明させていただきます。1頁をご覧ください。今回の審議していただく要点でございますが、まずは景観基本計画の改訂案の構成について委員の皆様にご確認いただきたいと思います。あわせて今後の作業スケジュールにおきまして、景観条例と景観計画も密接な関係となりますので、そちらにつきましても方向性を確認していただき、景観基本計画の改訂を進める中で手戻りのないようにしていきたいと考えております。

それでは、1頁の都市景観基本計画改訂版の構成についてですが、改訂版の構成は全体を5章として組み立てを考えております。第1章は計画改訂の背景や位置づけ、目的等の全体的な内容を示していきます。第2章は枚方市の景観の特徴や基本的な構造を示し、第3章は枚方市全域の景観形成の目指すべき目標と方向を示します。第4章では地域ごとの特性に応じた景観形成の方向を示し、最終の第5章ではこれらの景観づくりの取り組みの進め方についてまとめていきたいと考えております。

次に、地域区分等について説明させていただきます。2頁をご覧ください。これまで枚方市の景観基本計画については地域区分を10地域にわけておりますが、その前に景観構造についてご説明いたします。枚方市は東部に生駒山系の山なみ、西部に淀川の流れがあり、挟まれたところに平地があります。淀川の流れと同方向の南北方向に国道1号線や第二京阪道路が縦走しており、また生駒山系から淀川に流れていく東西方向に穂谷川や天野川が流れており、これが枚方市の景観の大きな骨格をなしております。

また、地形的な特徴、土地利用の特徴を共有する部分について3つの地域に区分し、一つ目の都市的景観地域では枚方市駅周辺と樟葉駅周辺を考えております。二つ目の市街地景観地域は土地利用や地形的な特徴を共有化できるものとして、枚方市駅周辺と樟葉駅周辺及び東部を除く地域で構成しております。そして三つ目として第二京阪道路から東の地域を東部地域と重ねあわせて山なみ景観地域としております。

これらの地域区分とあわせまして淀川、そして天野川と穂谷川を河川軸と考えております。また、道路軸として国道1号線と第二京阪道路、国道170号

線を考えております。平面図の下に断面図を載せていますが、東側は生駒山系でかなり起伏にとんだ地形になっており、西側を流れる淀川へと平地が繋がっていった状況です。

3 頁は現行の都市景観基本計画の地域区分について、変更案を記載しております。現行の都市景観基本計画では区域区分が 1 から 10 まであり、枚方市駅周辺から樟葉駅周辺、そして東部地域、淀川沿岸、穂谷川沿岸、天野川沿岸、そして国道 1 号線沿道、そして北部、中部、南部となっております。この現行の地域区分の変更案として、都市マスの 7 区分をベースに都市核の 2 区分を加えた 9 区分で構成していきたいと考えております。これに景観軸として 5 つの軸を重ねあわせて構成していきたいと考えています。

続きまして、4 頁をご覧ください。都市景観基本計画の改訂のポイントと構成についてまとめております。改訂のポイントとしては、平成 6 年に策定した都市景観基本計画を基本としつつ社会情勢や景観の変化、新たな課題への対応などを検討して時点修正を行っていきます。大阪府の景観計画、そして枚方市の総合計画や都市マスなどの上位計画との整合を図っていく必要があります。

都市景観基本計画の構成については、左側に現行の都市景観基本計画を、右側に改訂版の都市景観基本計画を、真ん中に基本計画を改訂する為のポイントを記載しております。序章につきましては文章に時点修正を加え、改訂後も序章としてまとめていきたいと考えております。第 1 章につきましては基本計画の前提となりますので、改訂の背景、必要性などの項目を追加いたし、改訂後の都市景観基本計画をきちんと位置づけしておきたいと考えております。あわせて枚方市の景観特性の事項を独立させて、第 2 章として編成していきたいと考えております。景観形成の方向ということで景観の現状と課題、そして景観形成の基本方針といった大事な部分につきましては、改訂後につきましても第 3 章としてまとめあげていきたいと考えております。第 4 章の地域への展開につきましては、9 つの区域と 5 つの景観軸の構成のなかで地域への展開を考えております。景観形成の方針につきましては景観懇話会のご意見も多くありましたので、第 5 章の景観づくりの進め方としてまとめあげていきたいと考えております。

5 頁をご覧ください。改訂後の都市景観基本計画の章立て・項目を示しております。この改訂のポイントでございますが、第 3 章では景観づくりの目標と基本方針を定めております。現行では目標①「豊かな自然や歴史」をはぐくむ②「快適な地域環境」をそだてる③「都市的な魅力」をつくる。この目標をもってそれぞれ 2 つから 4 つの基本方針を定めています。この部分の大きな改訂は事務局では考えてはおりませんが、この 3 つの目標を支える・もしくは進める枠組として新たな基本方針を 4 つめとして追加する事も検討が必要と促えているところでございます。景観とは生業があつて初めて景観が維持できるものと考えております。最近話題にあがります限界集落のように、良い景観が残

っていてもそこに営みがなければ、景観を維持できなくなり悪い景観となってしまいます。景観づくりにおいてはこれらを念頭におき、基本方針の枠組みが必要があれば追加していきたいと考えております。

続いて、第4章の地域への展開でございますが、面的な構成の変更になります。例えば公共施設のように大規模な建築物の建築や、道路の整備といった景観の構成を根本的に替えている箇所については時点修正をし、また、現在枚方市駅周辺のビジョン等の将来の課題に対する計画など新たな課題に対しても地域別の展開において見直したいと考えております。

続きまして、6頁をご覧ください。こちらは都市景観基本計画の総括表となっております。現行の基本計画では、地域ごとに景観形成の目標と方針、サブゾーンを定めております。このサブゾーンとは地域の中で景観の広がりとか人の動線を見ながら面的なイメージの繋がりを広げていくエリアのことで、各地域のサブゾーンごとにメリハリを付けて景観誘導すべきであると現行の基本計画は定めております。この部分は本市の計画の特徴であり、継承していきたいと考えています。

次に、7頁は主要景観軸についてまとめております。ここでは道路景観軸と河川景観軸になりますが、今回の審議会に庁内の幹事会等で意見をいただいております。船橋川も今後軸に入れるべきではないか、との意見がございました。事務局としましては、河川については沿道に土地利用が発生する道路軸と違うため、現行のまま進めたいと考えていますが、船橋川を河川軸として定めるかについては、今後も皆様からご意見をいただいきたいと思っております。

続きまして、8頁の今後のスケジュールでございます。前回の審議会でお配りしたスケジュールと若干の変更がございましたので、今回見直した部分をご説明いたします。景観行政団体の移行につきましては、3か月遅れの1月1日にしたいと考えております。団体移行につきましては大阪府との協議が必要ですが、大阪府に日程変更は問題ないとの確認をとっております。また、景観基本計画の改訂の目標は6月末の予定でしたが見直し後は9月末としております。これに伴ってパブリックコメントも4月中旬から末頃の予定が、6月中旬から末頃の予定となります。あわせて景観計画の策定も11月末策定の予定を12月末としております。

今後のスケジュールにつきまして、景観基本計画と併せまして景観計画の策定を進めていきますが、都市景観条例と屋外広告物条例につきましても同様に制定を進めていく必要がございます。各条例につきましては10月の初旬程度に景観計画とあわせてパブリックコメントを実施していきたいと考えております。景観計画・景観条例・屋外広告物条例の3つは密接に関係しておりますので、敢えてスケジュールに記載させていただき確認をお願いしております。今年度の3月に予定している次の景観審議会におきましては、景観計画策定にかかる諮問をさせていただきますので、皆様のご協力のほどよろしくお願い

いたします。

続きまして、条例と景観計画の構成についてご説明します。9 頁には今後制定する景観条例の概要について方向性を記載しております。枚方市の景観に対する取り組みはこれまで要綱に基づき実施しておりますが、市域全域は大規模建築物について景観誘導をしている一方、枚方宿地区と新町 2 丁目地区は個別に小さな建築物についても景観誘導をしています。枚方市都市景観形成委員会につきましては、前回審議会で枚方市都市景観審議会に移行させていただきました。また、現行において実施している住宅修景助成やアドバイザー制度、事前協議制度等につきましては景観法に定める事項には該当しませんが、条例の中で継承し定めていきたいと考えております。景観条例は景観法で定められている事項と定められていない事項の 2 つの構成で作っていく考えでございます。

次に、景観計画においては重点地区を含め、景観計画区域を定め、この区域をどういった形で景観づくりしていくのかの基準作りが必要となり、景観形成の方針や行為の規制に関する事項などを定めていきます。あわせて、届出の対象行為をきちんと条例に定める事によって景観法といった法律の後ろ盾ができることとなります。これによって勧告や是正・命令ができるようになり実行性がともなってくると考えております。

それから、景観審査会についてでございますが、届出の中で特に違反がみられた物件に対して勧告や変更命令を行うかを審査する機関でございますが、この機関につきましては他の市町村においては景観審議会で行っているところもあれば、審査会を作って運用されているところもございます。事務局の考え方としては景観審査会については、行政の窓口や法律的な部分を鑑みて、景観審議会とは区別しておくべきかと考えております。これにつきましても今後ご意見等いただければと思います。以上が景観条例の概要となります。

続きまして、10 頁をご覧ください。景観計画の策定についてイメージしていただくものでございます。景観計画案の構成でございますが、基本的には景観法に定める事項で構成していきたいと考えております。第 1 章の景観計画の区域については枚方市全域を対象とし、一般地区とします。枚方宿地区と新町 2 丁目地区は重点地区にしたいと考えています。一般地区と重点地区以外で景観をよりきめ細やかに進めていきたい場所を推進地区としております。候補地として 8 つ程度の地区を記載しておりますが、今後将来をみすえた中で基本計画をつくっていく必要があるとの考えから記載しているものであり、今後検討していくものとなります。併せましてこれらの区域が決まりましたら第 2 章の区域の方針を定めていきます。第 3 章はそれぞれの区域における行為の制限に関する基準等を定めていきます。第 4 章は景観重要建造物や樹木の指定を将来行えるようにする為の方針を定めておきます。第 5 章では屋外広告物の表示に関する部分を謳い、重要公共施設の整備についても道路等の指定の方針を定め

ておく必要があります。特に道路等については、枚方宿の京街道や香里ヶ丘団地のケヤキ通り、サクラ通りが今後指定できるかなどを検討していくことになってくるかと思います。以上が景観計画の構成枠組みになります。

最後に 11 頁をご覧ください。各地区における行為の制限等に関する基準になります。建築物や工作物や開発行為に対して、それぞれの地区に対しての規制の制限を行っていくことになり、イメージとして例を挙げております。具体的な事務局案を作成し、本審議会に今後諮っていくことになります。

以上で景観基本計画改訂に向けての説明を終わります。

吉川会長：ありがとうございました。多岐にわたる内容でしたが、ご意見・ご質問のある方はおられますか。

山下委員：では、会長にお伺いしたいのですが、基本計画は平成6年に策定され、約20年間施行されてきたものを改訂しようとしているのですが、計画をつくるときには先を見据える必要があると思います。4頁の都市景観基本計画改訂のポイントという事で時点修正、法律との整合性、施策との整合性、最後に市の上位計画との整合性とあり、第4次枚方市総合計画と枚方市都市計画マスタープランの2件が上位計画としてあがっていますが、事務局にはこの2つの計画は何年先までを見越したものであるのか、会長には将来を見込んだ計画の立て方をご教示いただけないでしょうか。

事務局：計画となりますと概ね10年から15年先を見越しており、5年に1回は内容の検証を行います。具体的には総合計画は平成21年度に改正しております。マスタープランは平成23年の3月が最終改定となっております。

事務局：総合計画は平成27年に新たに第5次総合計画をつくとされております。また、都市計画マスタープランにつきましては概ね5年に1度、大阪府の区域区分の見直し時に内容の検証を行っていきます。

吉川会長：都市計画はだいたい5年に1度、総合計画はもっとロングスパンで見直されると思います。岡先生におたずねします。他の市町村ではどのくらいのスパンで見直しされているのですか。

岡委員：景観計画については、計画策定前に景観条例を持っておられた自治体は、それを継承する形で策定されています。ただ、市民の皆様の意識が高まってくると景観への取り組み方のレベルも上がってきますので、景観法の活用はこれまでの自主条例よりも厳しい規制をかけて目標をランク上げるんだという方向を示すこととなります。そういう意味ではどういう景観をつくるかといった事に関して書かれている内容はとても理想的なので、なおさら、これが5年や10年で変わるというものでは無いように思います。まだまだ景観というものがこれからの取り組みで、どこの行政も動き始めた段階ではないでしょうか。

山下委員：平成6年に策定された景観基本計画は非常に不具合があって、早急に改訂しないといけないという認識が市にあるのですか。もしくは中核市になるために作らないといけないという思いが先なのですか。どちらですか。

事務局： これまでは要綱で景観行政を行ってきております。そのなかで景観基本計画に則って指導しきれないところがあれば、見直しということになっていると思いますが、これまでは景観基本計画どおりに指導できるところが十分にありましたので、見直しをしてこなかったということになります。ただし、今後は景観条例の中に枚方市が目指す景観の将来像と方向性を示すものとして景観基本計画を策定するとの位置づけをしていかないとはいけませんから、今回きちんと見直す必要があるのではないかと思います。

吉川会長： 他にご意見はございませんでしょうか。

木下委員： 今回は事前に資料を送っていただきましたので、先に目を通すことが出来ました。ありがとうございます。端的に3点ほどお願いを含めてお話をさせていただきたいと思います。

まず一つ、「景観基本計画」の改訂の構成項目について手戻りがない様に今回の審議会で確認をするということなのですが、これについては他の自治体の基本計画等を見ても同様の感じで進められておられますので、こういう形のものなのだと思うのですが、一番お願いしたいことは5頁の「第3章景観形成の課題と基本方針」のところで目標を3点出しておられますが、これは正直目標ではなくて一般的な課題ではないのかということです。これはどこにでも当てはまる内容で当たり前のことであり、枚方が目指すべき目標ではないと思います。目標というのは枚方市の景観をどうしていきたいのかであって、3つの目標の前に、枚方の景観をどうしていくのかというトータルビジョンがどこに入ってくるのかということが、前回から出している基本計画を読んでもよく分かりません。今、山下委員がおっしゃられたようにこれを本当に実現することを踏まえて計画を立てるのであれば、基本計画ですからそういうものが全面にないと、他の計画に反映されていかないとと思います。今はまだ構成の骨子ですから項目だけ出していますが、ここに目標だけが記載されており、先ほども申し上げましたがこの目標というのが目標になっていないのではないかと思います。また、この目標にあわせて基本方針をそれぞれ個別に出されていますが、基本方針というのは個別ではなく、3つの目標に向かってどうしていくかといった大きな方針が基本方針となります。ですから個別の具体的な施策の考え方みたいなところが基本方針になってしまっているのではないかと思います。このところが一つ大きな課題だと私は思います。この点をこれから考えていく時に、枚方独自のオリジナルの視点といったものをいかに持ってくるかといった事に力を注いでもらいたいと思います。

その時に行政ですから区割り区分や地域区分が基本になってお考えになると思うのですが、都市計画マスタープランの計画区分にあわせて景観を嵌めこんでしまうと全体として見失うものがたくさんあるのではないかと思いますので、整合を図る事は大事だと思うのですが地域割りに縛られない視点というものを持っていてもらいたいと思います。

それが2点目にもつながるのですが、そこに先ほどの懇話会が大きな材料としてあると思います。報告を読ませていただいて本当に皆様熱心にご覧いただけると感じました。ここで、市民の意見としてここに花壇をつくってほしいとか、ここにごみが多いから除けてほしいとかをそのままの意見として取り上げるのではなく、みなさんが専門家としてこのご意見をどのように読み取るかが重要だと思います。私は全部読ませていただきましたが、キーワードとなるべき重要なポイントがたくさん入っていますので、その意図を汲み取っていただいてこの集約した中に反映していただきたいと思います。

3点目になりますが、基本的な考え方の中に人々の生活であったり心の問題であったり自然の問題など色々な視点があると思うのですが、その中に本当に景観について考えていこうとしている行政団体の枚方市の一つの大きな特徴として、「地域振興」という視点を入れていただきたいと思います。景観に地域振興や産業振興は結びつかないと考えられるかもしれませんが、景観は必ず地域振興、産業振興に貢献していくと考えます。そのことについては枚方市の地域振興部を通して枚方市長にも提言をしています。その資料はここでは出しませんが、もし見ていただけるようでしたら是非その資料を見ていただきたいと思います。他の基本計画等を踏襲するというのも大事だと思いますが、いろんな地域で景観計画や景観条例が立ち上がろうとしているこの時期に、枚方独自の視点を盛り込めるならばとても特徴のあるものができると思いますので、この改訂を期にビジョンや目標を設定する時に、十分に議論をしていただけたらと一市民としてのお願いも含めましてお話をさせていただきました。

最後に、5頁の「第3章3－3都市の骨格景観と地区タイプ別の方向性」ですが、これは突然出てきたように感じたのですが、先ほどの報告第1号の29頁にある枚方市域の景観の類型区分、こちらに準じてらっしゃるようですが、これとつき合わせをしてみると5頁の都市の骨格景観のターミナル拠点、道路軸景観の次が河川軸景観になっているのですが、商業・業務地域景観の間違いではないですか。

事務局： 報告書の方が間違っております。都市骨格の中にターミナル・道路・河川・眺望の4つが入る事になります。

吉川会長： 今、木下委員がおっしゃった事は、ごもっともな部分がたくさんありまして、景観というのは地域・地区を超えて見えてしまうわけです。先ほどの東部地域が山なみ景観地域という用語には私自身ひっかかっておりまして、山なみ地域として見えているのは市街地側からの人達だけであって、穂谷地区の人達にしたら自分たちは外山地域、山麓地域にすんでいるといった意見もありネーミングは非常に難しい所があります。どちらに主体があり客体があるのか、対象があつて視点側から対象を見て名前を付けているのか対象側に視点があつて名前をつけているのか、ということであまり細かく地区や地域を分けるというの

は景観にはそぐわない話だと思います。ある程度分けておかないとそれ以降の景観計画そのものに繋がっていかないといった部分もありますが、あまり細かくする必要はないのではないかと思います。

岡 委 員： 木下委員がおっしゃられた事はその通りだなと思いながら聞いていたのですが、今回の計画では全体の遠景の計画も描かれるんですよね。今地区の計画は書かれていて、前は景観の構造図がありますがこれは計画ではないですよね。9つの区域区分の計画ができるのはわかるのですが、その前に枚方市の全体の遠景の計画がある中で東側の山なみが大事であるとかが分かるのであって全体的な計画が必要なのではないかと思います。その次の段階は、どこにでもあるような話で大事なものは大事でそれがなかなか守るのが難しく仕方のない話だと思いますが、前段階での遠景で淀川があって市街地があって生駒山系がある景観の中で何を大事にするのかという事を一つ計画として描く必要があるのではないかと思います。

それから面の切り方はハサミで切ったかのように9つに切ってしまうということは、軸といわれている河川や道路が切り取り線になってしまい、そこを軸という形で抑えようとされているようですが、どうも軸の中向きの話が多くて一回り外側の土地の利用であるとか後背地が変わると全部変わってしまうので、そこは地域としてかぶってしまう部分があっても良いのではないかと思います。例えば河川の断面を描いた時に堤防から堤防を描くのではなくて、その先500メートルの断面を描けるくらいの景観をイメージしないと切り取り型になってしまっていて良くないのではないかと思います。

最後に、私は市街地という言葉に引っかかっていて、市街地の中には工場用地・市街化調整区域・ため池等いろんなものが入っていて、私はこれが一番の枚方市の景観の特徴ではないかと思います。比較的平たい所にありとあらゆるものがあって、1号線からも橋からもすごくよく見えるのです。ニューヨークのように夕焼けがきれいと言われているように夕焼けが見える街だと思うので、ここを市街地と言ってよいのかなという疑問があります。これが枚方市として景観を考える中で一番難しいモザイク状のところだと思います。よく見えてしまうので、いろいろと分けなくて面的に捉えて考える必要があるのではないかと思います。

事 務 局： 枚方市の景観特性という事で昔から山や土地があるといった展開から自然の景観特性、市街地の景観特性、歴史の景観特性、それから全体の景観の構造、骨格のフレームについて時点修正を加えながら進めていく中で大きな基本コンセプトみたいな最大公約数的な計画が必要という事でしょうか。

岡 委 員： はい、現状把握だけではなく、枚方市は本当に遠くまで見えてしまう街だと思うので、その景観の特徴を生かして何に気を付けなければいけないかを次に導き出せるようなものが必要だと思います。

吉 川 会 長： 景観というのは見る対象だけではなくて見られる場がある事もとても重要

で、実は高槻側が見えているとか、あるいは北摂の山なみが見えているとか、淀川を挟んで高槻の山なみが見えている事はとても良い景観資源を持っている事になりますので、あまり内向きに考える必要もないのではないかと思います。都市計画の線引きは法的にここからここまでと明確に分けておかねばならない話になると思いますが、今、岡先生がおっしゃられたように、景観としては少しオーバーラップした形の基本計画がある事で逆に整合がとれると思います。

事務局： 行政の場合は施策を広げていく中で、景観・都市計画・緑といった材料を重ねた上で展開していく事が望ましいと考えて都市計画マスタープランの7区域をベースとして展開していております。そこに広がりを持たせ被せるという形で考えていけば良いのですか。

吉川会長： 地域というのは都市計画マスタープランの地域であっても、その上にこの様な景観の軸がのってくると広く捉えてもらってかまわないと思います。

山下委員： そういう考え方は市民的に言えばその通りだとは思いますが、基本計画としてどういう文言で整理していくか、例えば「きれいな景色が見られるところが魅力だ!」と言ってもそれを基本計画にどういう文言で表現するかはとても難しいことです。区画云々よりも枚方市の良さをどういう形で表現していくかを章立ての中で上手に触れていってはどうかと思います。そういった点において平成6年の計画は枚方の良さをよく表してよくできていると思います。

事務局： 私は当初の新たな魅力をつくる、という観点から序章の辺りがビジョンと思っています。序章があって3つのテーマがあって、そこに枚方らしさや遠景についての表現を入れてあげて整えていけたら良いのではないかと考えています。

木下委員： 私も枚方市民ですので実感をもって皆様のお話を聞いているのですが、いま議論している話は端的に6頁に現れていると思うんです。この頁を見ていただくと、ひとつの区域の中にサブゾーンと書いておられるように異質なものが入り混じっている訳です。例えば田園集落景観ゾーンの後ろにファクトリーパークゾーンがあったりしてという様に一つのところに様々なものが入り混じっているのが枚方の現状という事が明らかになっている訳です。そこでよく分からないのが中部景観区域の「市街地型風景工場ゾーン」です。これはいったい何なのかという印象を持ちます。これこそが今の枚方の特徴になっていますし、もっと言えば工業団地の中に家が今建ち始めていますが、その工業団地が市街化する、または廃れていく事が景観の大きな問題にもなっています。

また、都市核にあげられている樟葉駅と枚方市駅ですが、この2駅の性質は随分と変わってきています。本来では枚方市の窓口、顔は枚方市駅のはずだったのですが、今では樟葉駅に重点が移りつつあります。これはなぜかというところ行政の方々は今でも枚方市駅が中心だと考えておられると思いますが、そこを走っている京阪電車は樟葉駅を中心と位置づけて開発を進めています。私鉄と

しては枚方市駅に力を入れなくなり、廃れていき、そして商業施設は樟葉にどんどん集約されていきます。今市民が心配しているのは近鉄の跡地がどうなるのか、雑居ビルになって良くわからないお店が入って看板が付きだしたりしないかを心配しています。それも景観の一つの大きな要素だと思います。それを一つの中心の都市核として樟葉駅と枚方市駅を一緒に並べて意見がまとめられている資料がありましたが、これは絶対に平行に並べられない問題だと思います。

6 頁に書いているように市街地といっても工場もあれば廃れていっている地域もあり歴史もあるというのが枚方の現状であって、そこから課題を導き出してどのように目標設定していくのが問題です。まだ課題整理されていないという事ですが先生方がおっしゃっておられたように理屈のわからない状況になっている事自体が今の枚方の大きな景観の問題を映し出しているのではないかと思います。そこを考えた時に、景観の区域ごとに対処方法を考えていく事が結果的に心安らぐ街になっていくのかということが私にはクエスチョンがついている状況です。平成6年の時点にはなかった問題がたくさん起こっていると思いますので、この部分が重要な議論のベースになるのではないかと市民としては思います。

山下 委員： 本当にそのことをやろうとしたら、今の時点だと、そのご意見は遅いと思います。間に合わないです。そんなに上手に変えられないと思います。

木下 委員： 区割りというのは踏襲していかれるという事なので、その中でこの問題が存在していると考えられた中で、このマトリックスのやり方が本当に正しいのかは疑問に思います。具体的な施策の計画をつくっている訳ではないですから、全体としての目標があってそれに対して基本計画があるべきだと思います。

事務局： 全体としては先ほどの基本方針の3つの柱は枚方市全域で共通する方針です。ただ、景観をつくるにあたって地域ごとに違いが出てきますので、そのところで区域割りができます。先ほどご指摘のあった市街地工場ゾーンですが、平成6年のときは小松製作所がありましたが、そこは現在大学になっています。その時は工場があるという事で塀の周りに木や花を植えてもらっていました。そういうコンセプトも含めてあの通りを花の軸にしましょうといった当時の思いがありました。じゃあ今は反映されてないというのであれば違う方向性で書き換えするべきところは書き換えていきたいと思っています。

今の時点では遅いというご意見もありましたが、区域の問題が一番大きいと思いますので他の計画とあわせて区域の整合をとっておけば、今後色々と施策の面で展開していき易いのではないかと思いますので、これまでの流れを踏襲させていただきたいと思います。

事務局： 上位計画の総合計画では最終的に住みたい・住み続けたい街といったところを文書として出してしまっているのですが、都市計画マスタープランについて、これに則って地域を分けた理由としては、その地域の中の景観特性まで言

及して都市景観の形成を図る旨の表現が多少あり、行政の責任として整合性を果たしていかなければならないと思っているからで、実情として今の形で進めさせていただいているというになります。

木下委員： 区分を問題にしている訳ではなく、区分の中にも今混在してしまっている現状から枚方独自の課題を明確に抽出していただいて、何らかの形で反映できるようにしていただきたいという事です。

事務局： 地域ごとの課題は、現状の問題をしっかりと見直して整理した上で次につなげていきたいと考えております。

木下委員： 地域ごとに対応していくと、まとまりのないものになってしまうので、方向を一つに定めた上で進めていただきたいと思います。

吉川会長： 地域の大きさのイメージがそれぞれ違うのかもわかりませんが、ただ景観といった場合は、対象が1個のものを見る訳ではなく複数の対象があり、視点と対象との関係で成立しているという話になりますので、例えば市域を超えての対象もあれば逆に市域を超えて枚方市がみられる立場になる事もあります。その中で具体的に施策をやっていくとすると、ある程度のまとまり、景観の場をつくらないと百家争鳴になってしまって方向性がまとまらないといった事が現実としてありますから、ある種の自然条件でのまとまりがつけられている所を取り上げて一つの市域地区にするといった事は考え方として多いにある事だと思います。ただ、個別の事例については具体的な施策の中で対応するといった話になると思いますので、全体的な地域、地区についてはきちんと方針を定めておかないと、全体としての目標にうまく整合されなくなってしまうと思います。その辺は全体的な方針を定めてつなげていってほしいと思います。

景観とは色々あって保護からスタートして保全、活用していった改良していき創造までしてしまう。本当に色々な対応がありますので一筋縄ではいきません。保護すべきところは保護する、活用するべきところは活用する、創っていくべきところは創っていくといったように明確にし、現状をきちんと分析して定めておかないとうまくいきません。あくまでも基本計画ですので、あまり言葉ばかりきっちりと決めてしまって自縄自縛に陥る事のないようにした方が良いのではないかと思います。

山下委員： 今の会長の言葉に賛成です。細かすぎるのはよくないと思います。市民の方からしたら細か過ぎたらは読まないでしょう。3つぐらいがちょうどよいと思います。3つぐらいなら頭にも入り市民にも伝わっていきます。こういう街で、こういう良い所を生かして街づくりをしていこうとしている、といった事が謳われていれば充分だと思います。こんな分厚い本はもったいないと思います。細かくやればやるほど良いわけでもない。木下委員がおっしゃられる様に、こういうイメージでこんなまちづくりを、この地域を特に重点的にやれば枚方市は良い街になります。という方向で示されたいかがでしょうか。

吉川会長： 他にご意見はございませんでしょうか。

岡 委 員： 第5章のところに景観づくりという言葉を使っておられて、まちづくりと同じように市民の意見を聞きながら進めていくという事を示していただいているとは思いますが、枚方市の場合人の住んでいない所が多いですね。例えば西宮市や芦屋市のように市街地にはほとんど人が住んでいるような街では地域住民参加のまちづくりも可能だと思うのですが、例えば工業地であるとか市街化調整区域の田畑のようなところは、誰が監視するのかが分からない。いつまで経っても住民が声を上げない土地もたくさんあるのではないかと思います。旧集落だとこれで十分だと思いますが、あまり人が住んでいない土地はどうするのか、これは枚方市の特徴でもあるので考えるべき事ではないかと思います。ここにそれを是非とも書き込んでいただきたいと思います。

吉 川 会 長： それでは先ほど事務局からご説明がありましたように、景観基本計画の改訂版の素案作製が3月末から5月中旬に移りました。それでもタイトなスケジュールに違いはありません。それから山下委員のご指摘にありましたように景観懇話会の方々のご意見も出来るだけ取り入れていきたいと思っています。事務局には景観懇話会のご意見等はこの審議会での意見もふまえて集約し作業を進めていく事をお願いしたいと思っています。また、委員の皆様にもなるべく手戻りのないようにご協力を賜りたいと思っています。では、景観基本計画の改訂の構成と作業スケジュールについて了承されたという事でよろしいでしょうか。

○（「意見なし」）

吉 川 会 長： 以上をもちまして審議案件を終了いたします。

3 閉 会

事 務 局： 次回の審議会の開催日ですが、3月19日（火）午前10時からで考えております。宜しくお願いいたします。

吉 川 会 長： それでは最後に閉会のご挨拶をお願いします。

事 務 局： それでは閉会に際しましてごあいさつをさせていただきます。本日は景観基本計画の構成並びに景観計画の策定に向けての作業スケジュールをお示しし、ご審議いただいた訳でございますが、我々これから作業を進める上で非常に押えておかなければならない重要な視点など、多くの示唆にとんだご意見を頂戴いたしまして誠にありがとうございました。とりわけ景観形成を進めていく為には市民の方々と共に事業展開を進めていく事が肝要となります事から、本審議会でお話いただいた通り、景観基本計画の改訂にあたりましては懇話会での貴重なご意見を反映した景観基本計画にしていきたいと考えておりますので宜しくお願い申し上げます。

また、スケジュールにおきましては非常にタイトではございますが、効率的な運営に努め取り組んでまいりたいと考えておりますので、今後とも委員の皆様におかれましては何かとお力添えいただきますよう宜しくお願い申し上げます。本日は長時間に渡りありがとうございました。

吉川会長： それではこれもちまして、審議会を閉会させていただきます。どうもありがとうございました。